

江戸川区遺体取扱・収容所開設運営 マニュアル（案）



平成 27 年 3 月 19 日修正版

江戸川区危機管理室

遺体取扱部会

（協力：小松川・小岩・葛西警察署・東京葬祭・協和木工所）

遺体取扱・収容所開設運営マニュアルの活用にあたって

このマニュアルは、大震災時における遺体取扱及び収容所開設・運営にあたって、最低限必要と思われる標準的な手順・行動等について整理し、まとめたものです。

大規模な災害が発生した場合には、予測できない状況に直面することが考えられます。マニュアルは万全ではありません。不測の事態に際しては、状況に応じて臨機応変に対応することが大切です。

また、水害時においても、遺体収容所が浸水の被害を受けなければ、大震災時と同様に機能しなければなりません。

大切な家族を亡くしたご遺族の心の痛みは図り知れません。ご遺族への心配りや遺体への尊厳の意を込めた対応を心掛けましょう。

目 次

0 用語集

ページ

- あ～か行
- か～た行
- な～ま行

全体イメージ（遺体取扱及び行方不明者の搜索）と遺体収容所の開設

ページ

- | | | |
|---|--------------|---|
| 1 | 全体イメージ | 1 |
| 2 | 遺体収容所の開設 | 2 |
| 3 | 遺体収容所本部の活動体制 | 2 |
| 4 | 必要物品 | 3 |

遺体収容所での業務

ページ

- | | | |
|---|------------------------|----|
| 1 | 遺体収容所内業務イメージ | 4 |
| 2 | 行方不明者の搜索・遺体の収容・遺族への対応等 | 5 |
| 3 | 遺体の火葬 | 7 |
| 4 | 遺体収容所での戸籍事務 | 9 |
| 5 | 遺体収容所の終了 | 9 |
| 6 | 遺体収容所の基本的なレイアウト | 10 |

対応別の注意事項		ページ
対応別の注意事項		10
関連様式と記入例		ページ
様式1	遺体確認票及び引継書	12
様式2	遺体取扱台帳	15
様式3	遺体氏名札	17
様式4	安置遺体に関する情報	19
様式5	遺体または遺骨及び遺留品取扱票	21
様式6	遺体または遺骨及び遺留品引取書	23
様式7	火葬予定一覧	25
様式8	災害遺体送付票	27
様式9	焼骨一覧	29
様式10	職員ローテーション表(1日)	31
様式11	職員ローテーション表(1週間)	33
参考資料		ページ
1	東京都地域防災計画抜粋資料	35
2	災害救助法早見表(遺体収容所関連部分のみ抜粋)	40

0 用語集

あ行

いたいあんちじょ
遺体安置所

(場所)

遺体を安置するスペース。遺体収容所内には、3種類の安置所を設置する。

いちあんちじょ
一時安置所

(場所)

遺体が遺体収容所に搬送された際に、発見場所や身元確認等、受け入れの諸確認を行うために一時的に遺体を安置する場所。遺体調査(検視)・検案前は、必ずここに安置する。

みもとはんめいたいあんちじょ
身元判明遺体安置所

(場所)

警察及び監察医等による検視・検案が終わり、身元の判明した遺体を安置する場所。遺体は、遺族へ直接引き渡す。現れない場合は、概ね1週間程度を経過した遺体から火葬を行う。

みもとふめいたいあんちじょ
身元不明遺体安置所

(場所)

警察及び監察医等による検視・検案が終わり、身元の判明しない遺体を安置する場所。概ね1週間程度を経過した遺体は火葬し、遺骨の状態で一定期間保管する。

いたいしゅうようじょ
遺体収容所

搬送された遺体を受け入れるための施設。

いたいしゅうようじょほんぶ
遺体収容所本部

遺体収容所従事職員(区職員)及び施設の指定管理職員によって構成された組織、またはその職員。

か行

かんさつい
監察医

死体解剖保存法第8条の規定に基づき、その地域の知事が任命する行政解剖を行う医師。

かんさついむいん
監察医務院

東京都23区内で発生した全ての不自然死を死体解剖保存法第8条に基づいて、遺体の検案及び解剖を行う東京都の行政解剖施設。災害時の遺体検案も行う。当マニュアルでは東京都監察医務院を指す。

きんきゅうつうこうしゃりょう
緊急通行車両

大規模災害発生時において規制を受けず、災害応急活動に使用することができる車両。事前に警察署へ届出を行い、所定の要件を満たしているかの審査を受けておき、その結果として標章の交付を受けておく。

けんあん
検案

医師が遺体に対して、死亡を確認し、死因、死因の種類、死亡時刻、異状死との鑑別を総合的に判断すること。検案の結果、死亡を確認し異状死でないと判断したら、医師は死体検案書(死亡診断書)を作成する。異状死の疑いがある場合は警察に連絡し、検察官または警察官が検視を行うことになる。

けんし
検視

犯罪の嫌疑の有無を明らかにするための刑事手続。日本の法令用語上では「検察官、またはその代理人によって行われる死体の状況捜査のこと」と定義されている。司法解剖等の解剖は、含めない。

こういきかそう
広域火葬

災害時において、近隣の火葬場等の機能が喪失されている、または災害遺体の発生数が膨大であり、近隣の火葬場等だけでの火葬が困難である場合、都や県を超えた火葬体制を整備し広範囲での火葬を行うこと。

さ 行

さいがいじこせきじむ
災害時戸籍事務マニュアル

災害時において、戸籍事務担当職員が戸籍関連システムの稼働していない状況等にあっても、戸籍事務を執行できるようにするために整備された江戸川区独自のマニュアル。

た 行

ちいききょてん
地域拠点

休日・夜間等、勤務時間外(特別非常配備態勢時)での発災時における、区民課及び各事務所。特別非常配備態勢時においては各部本部が設置されていないため、非常配備態勢に切り替わるまでの期間について各現場への指示・対応、被害情報や要請の管理などを行う。

とくべつひじょうはいびたいせい
特別非常配備態勢

夜間・休日等の勤務時間外に災害が発生した場合における、区の一時的な応急対応態勢。なお、特別非常配備態勢により災害応急活動を始めた場合、職員の参集状況及び災害の推移・経過等により非常配備態勢に移行する。

な行

のうかん
納棺

遺体を棺に納めること。納棺の際は、納体袋を活用し、遺体と一緒に納めることで、液体・臭気漏れ防止に繋がる。

のうたいぶくろ
納体袋

遺体を納めるための専用の袋。

は行

ひじょうはいびたいせい
非常配備態勢

勤務時間内に災害が発生した場合において、区が組織的に災害応急業務を行うために職員を配置する基本の配備態勢。

ひなんじょ
避難所

(当マニュアルでは一次避難所を指す。)区内の73か所の全小学校及び33か所の全中学校。運営は避難者自らが行き、区は施設管理や区災害対策本部との連絡調整を担う。また、被災者のための「支援拠点」としての役割を担い、避難所周辺の自宅や公園等に在宅や避難している被災者への支援に努める。

ひなんばしょ
避難場所

大地震によって発生した延焼火災から生命や身体の安全を確保するために一時的に避難する場所及びエリア。

ま行

まくらぎょう
枕経

本来死んでゆく人が不安にならぬよう、案内として枕元で死を看取りながら「お経」をあげること。当マニュアルでは、遺体収容所内において多数の遺体に対して「お経」をあげることが指す。

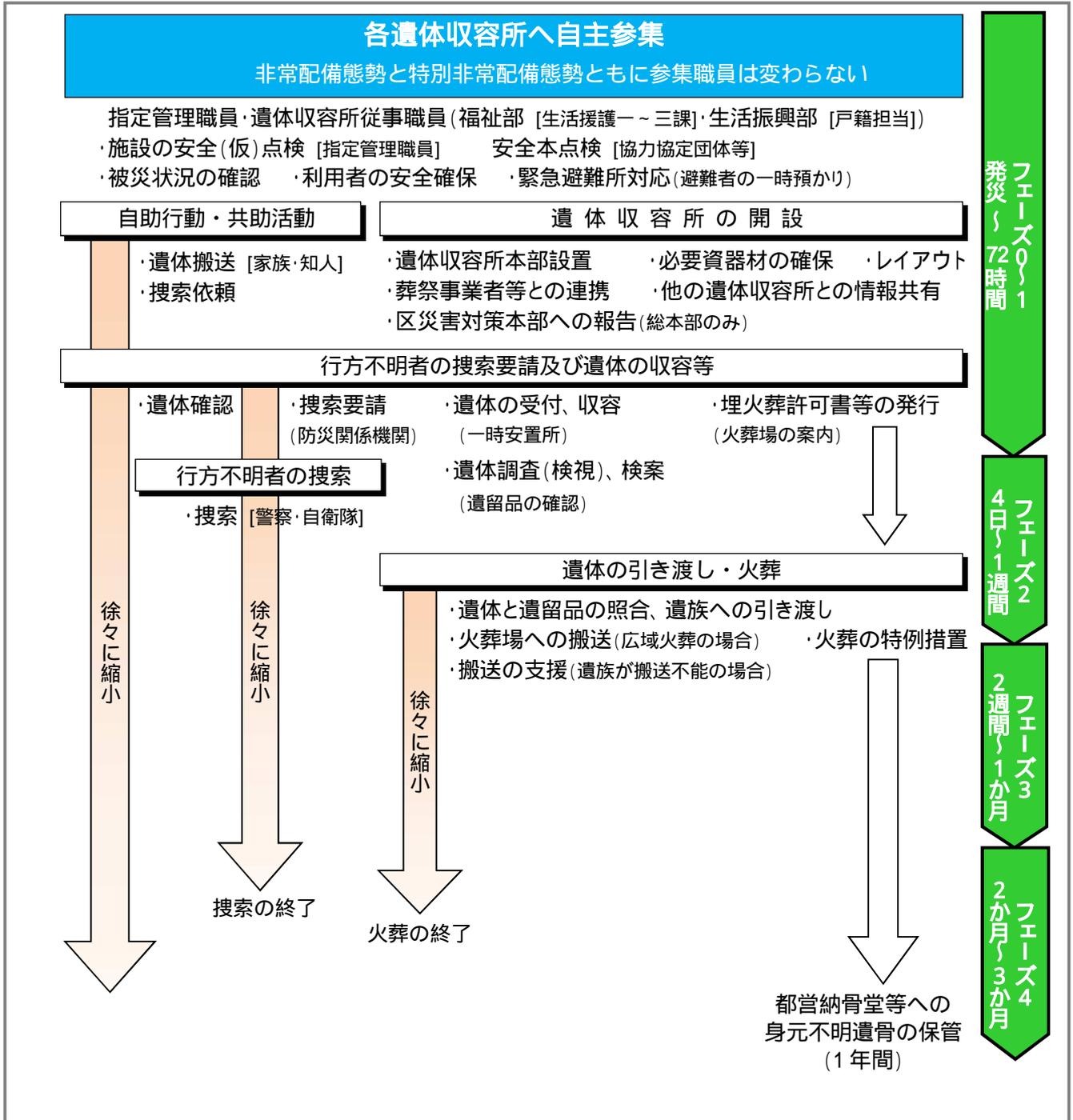
みもとひきうけにん
身元引受人

当マニュアルにおいては、遺体または遺骨及び遺留品を引き取ることのできる遺族等を指す。

全体イメージ（遺体取扱及び行方不明者の搜索）と遺体収容所の開設

1. 全体イメージ

【全体イメージ図】



上記の図は、行方不明者の搜索から遺体収容所の終了までの基本的な流れであり、厚生労働省や法務局等から行方不明者や遺体の取扱に関する事務手続きの通達等があった場合には、その通達に従って処理することとなる。

2. 遺体収容所の開設

遺体収容所従事職員は、大地震（概ね最大震度5強以上）が発生した場合、予め指定された各施設へ自主参集し、以下の施設に遺体収容所を開設する。また、各施設とも遺体収容所本部を設置し、各施設から文化共育部本部へ開設報告を行う。（総本部は死者・行方不明者の状況確認も行う。）

(1) 開設前の対応

利用者・職員の安全確保

施設の安全仮点検

避難者受入れ（緊急避難所対応）

遺体収容所レイアウトの設置

避難者の一次避難所への誘導

...けが人が発生した場合は、応急救護を行う。

...目視で外観等の損傷か所の有無を確認し、利用の可否を判断する。（後で建築士等専門家による本点検が行われる。）

...1か所に集め、余震等に備える。（最終的には 対応へ）

...予め想定しているレイアウトに基づき準備を開始する。

...一次避難所の開設を確認したら、避難者を案内誘導する。

総合体育館：本一色小、鹿本小、鹿本中 等へ

スポーツセンター：第六葛西小、西葛西小、西葛西中 等へ

スポーツランド：篠崎三小、篠崎中、篠崎二中 等へ

(2) 遺体収容所従事職員の参集 ... 非常配備態勢及び特別非常配備態勢ともに同じ

総合体育館：福祉部生活援護第一課職員（20名）、生活振興部戸籍関連職員（2名）

スポーツランド：福祉部生活援護第二課職員（20名）、生活振興部戸籍関連職員（2名）

スポーツセンター：福祉部生活援護第三課職員（20名）、生活振興部戸籍関連職員（2名）

上記職員は、各施設に到着次第、指定管理職員に合流して遺体収容所開設にあたる。

到着した時点で開設不可能な場合、上記職員は協力協定団体へ連絡し、遺体受入れの可否について確認する。確認後、区災害対策本部へ報告する。（併せて福祉部本部（または地域拠点）にも報告）

(3) 遺体収容所

総合体育館：江戸川区松本 1-35-1 3653-7441 [遺体収容所総本部]

スポーツランド：江戸川区東篠崎 1-8-1 3677-1711

スポーツセンター：江戸川区西葛西 4-2-20 3675-3811

開設不可能な場合、各指定管理職員はその旨の報告を文化共育部本部（または地域拠点）経由で区災害対策本部へ連絡する。（【非常配備のとき】文化共育部本部 福祉部本部へ）

3. 遺体収容所本部の活動体制

遺体収容所本部には、次の役割（活動班）を配置する。人数については、時間経過とともに増員

役割	初動人数	主な従事内容
管理責任者	1名	遺体収容所の運営責任者、対応の最終決定
副責任者	1名	管理責任者のサポート及び代理者、各収容所間の連絡調整
施設管理責任者	1名	遺体収容所の管理責任者、施設の安全確保、必要物品の手配
受付	2名	遺体の受入れ（遺体確認票の作成）、所持金品の確認

一時安置所	4名	一時安置所内の管理（遺体管理、室内清掃、簡易祭壇）
遺体搬送	6名	各部屋への遺体の移動、納体袋への遺体保管、遺体洗浄
安置所管理	3名	安置所内の管理（棺管理・衛生確保）、納入された棺の組立
遺族対応	4名	身元確認の立会、遺体引取等の手続き、他収容所への遺体確認

管理責任者は、参集した職員の中から選出する。（副責任者も同様）

施設管理責任者は、各施設の指定管理者の代表者が務める。

受付は、警察と合同で担当する。

遺体調査（検視）は警察官が行い、検案は監察医または法医学者、協定要請による医師等が務める。（遺体収容所従事職員は、軽微な協力（手伝い程度のこと）を行う場合がある。）

【参考】 以下は、区役所職員以外の機関の役割を示す

派遣元機関	主な業務内容と編成人員
警 視 庁 [小松川・葛西・小岩警察署]	検視責任者 1、検視補助・記録 2、検案補助 1、写真撮影 1、指紋採取 2 × 3 署（3か所へ）
都 福 祉 保 健 局 [監察医務院・応援監察医等]	[監察医務院] 監察医 1、事務 1、作業 1 [応援監察医] 監察医 2

監察医は、警察が出動要請をかける。検案に係る医師が不足する場合には、遺体収容所総本部が状況を取りまとめ、区災害対策本部を経由して区医師会へ医師の派遣要請を実施する。

警察は受付にも職員を配置し、区職員（遺体収容所従事職員）と協力して遺体を受入れる。

4. 必要物品

遺体取扱いに必要な物品は、以下のとおりである。なお、発災直後においては、特に物品の入手が難しいことが予測されるため、施設内にある資機材等の活用を検討する。また、検視・検案に使用するものは、各派遣元（警視庁・監察医務院等）で用意し持参させる。

(1) 遺体取扱全般に必要なもの

ディスポーザブル手袋 プラスチックエプロン（防水性着衣） 使い捨てマスク
メガネ（ゴーグル） 液体せっけん・消毒剤（次亜塩素酸ナトリウム液 0.5%（5,000ppm））

(2) 遺体の受入れに関するもの

担架・ストレッチャー（代用品：タオル・バスタオル） 使い捨てシート（遺体を覆うもの）
ガーゼ 歯ブラシ ティッシュペーパー（顔を覆うため） カメラ

(3) 遺体安置に関するもの

廃棄物処理用のプラスチック袋 特殊防水シート バスタオル・タオル・紙おむつ
納体袋 金槌・釘 ドライアイス ガーゼ・脱脂綿・青梅綿 棺 殺虫剤
線香または着香料（虫除け、臭い消し用） 新聞紙（ドライアイス包み用）

(4) 簡易祭壇に関するもの

机 バケツ マッチ・ライター ろうそく 線香（お焼香用）
器（お焼香用） 砂（お焼香用）

【物品準備に関する課題】

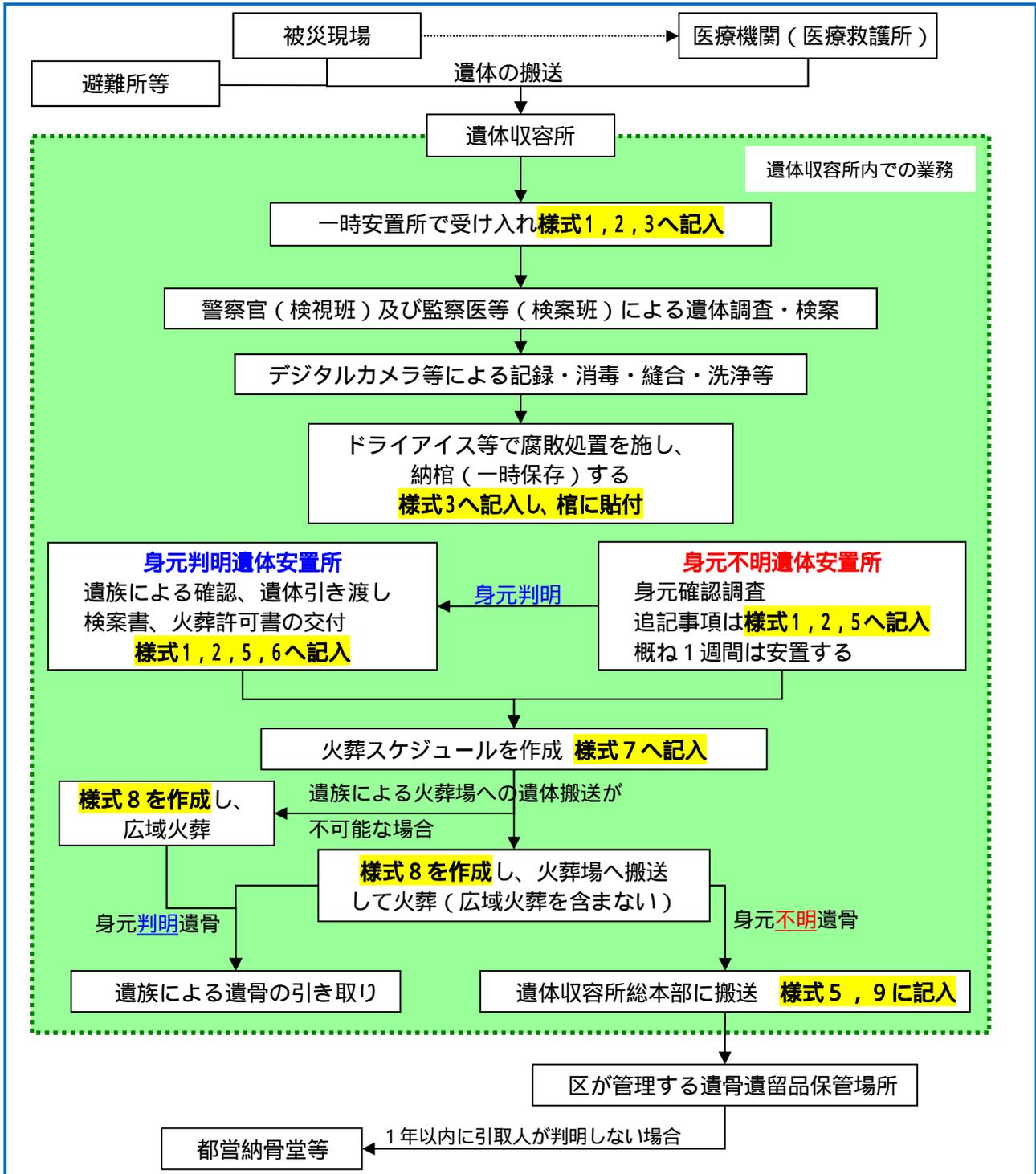
「予め備蓄しておくもの」と「事態が発生してから準備するもの」を整理し、備蓄品については、準備しておく。

(例)ディスポーザブル手袋、防水性のあるジャンパーやエプロン、マスク、シューズカバー、防水シート、納体袋、消毒剤

遺体収容所での業務

1. 遺体収容所内業務イメージ

【遺体収容所内の業務フローと必要様式】



2. 行方不明者の捜索・遺体の収容・遺族への対応等

(1) 行方不明者の捜索

被災者から行方不明者の捜索依頼があった場合、各遺体収容所は遺体収容所総本部（総合体育館）に情報を伝える。遺体収容所総本部は、区災害対策本部へ警察署、消防署、自衛隊及び東京海上保安部に対する遺体捜索の要請を行う。

(2) 死者・行方不明者の発生状況の確認

遺体収容所総本部は、区災害対策本部へ開設報告する際、死者・行方不明者の発生状況を確認する。確認後、速やかに各遺体収容所本部へ死者等の発生状況を伝える。

(3) 遺体収容に関する準備

遺体収容所総本部は、各遺体収容所からの報告（受入可能な遺体数等）をとりまとめて、区災害対策本部へ報告する。報告を受けた区災害対策本部は、警察署・消防署・都へ報告する。

遺体収容所総本部は、遺体安置に必要な棺・ドライアイス、納体袋等の物品並びに納棺作業等に必要な人員の調達について、災害時協力協定団体に要請する。

【災害時協力協定団体】

名 称	所在地	緊急連絡先
(社)全日本冠婚葬祭 互助協会	港区新橋 1-18-16 日本生命新橋ビル 9F	TEL : 03-3596-0061 FAX : 03-3596-8030
株式会社 東京葬祭本社	江戸川区西小岩 1-20-4	TEL : 03-3671-6111 FAX : 03-3659-4444 (24h受付)
月光殿	江戸川区西小岩 1-7-8	
慈光殿	江戸川区西小岩 1-30-26	
瑞鳳殿	江戸川区松本 1-25-1	
篠崎葬祭殿	江戸川区篠崎町 6-4-8	
シティホール西葛西	江戸川区西葛西 3-4-23	
株式会社 協和木工所 葛飾営業所	葛飾区立石 5-5-28 西多摩郡日ノ出町平井 1316	TEL : 03-3693-0400 FAX : 03-5698-7382 TEL : 042-597-0732 FAX : 042-597-1816

各遺体収容所本部は、戸籍事務に必要な書類（災害用キット）を最寄りの事務所から調達し、相談・問合せ窓口及び遺体収容所での受付体制を整える。

(4) 遺体の収容

各遺体収容所本部は、警察署、消防署、自衛隊等が運び込む遺体に関して受付を設置し、「様式1 遺体確認票及び引継書」に必要な事項を確認のうえ、記録する。

受付した遺体は、遺体番号（1体に1番号）により管理し、その管理状況を「様式2 遺体取扱台帳」に記載する。

収容した遺体には、「様式3 遺体氏名札」を添付して一時安置所で安置する。

「様式1 遺体確認票及び引継書」、 「様式2 遺体取扱台帳」、
「様式3 遺体氏名札」

各遺体収容所本部は、遺体安置数、身元判明した遺体の氏名等について「様式4 安置遺体に関する情報」により、遺族等が閲覧できるようにするとともに遺体収容所総本部を経由し、区災害対策本部へ報告する。

区災害対策本部は、遺体安置数等の情報を都へ報告する。

各遺体収容所本部は、「様式1 遺体確認票及び引継書」から「様式5 遺体または遺骨及び遺留品取扱票」へ転記し、遺族への対応に備える。

(5) 遺体調査(検視)・検案及び処置

各遺体収容所本部は、警察署による検視班及び監察医務院の監察医等による検案班と連携し、遺体調査(検視)・検案が速やかに実施されるよう協力する。

遺体調査(検視)・検案の済んだ遺体は、デジタルカメラ等による記録後、保管し、洗浄・縫合・消毒等の処置を協力協定団体とともに実施する。

災害時協力協定団体から納品された棺を葬祭事業者等と協力して組み立てる。

の処置が済んだ遺体は納棺し、棺に「様式3 遺体氏名札」を貼付する。納棺の際には、ドライアイス等による腐敗防止の処置をしたうえで一時保存する。

[参考]

- ・検視及び検案は、警察と監察医(派遣医師等)が行う。区職員は行えない。
- ・棺の組立は、1つ5分程度で組み立てられる。工具は必要なし。
- ・ドライアイスは1体につき10kg程度を必要とする。(1つの塊(2.5kg)が4つ)10kgで約24時間保冷可能。頸の後ろ(脳冷却)と腹部(内臓冷却)にあてる。

(6) 遺体の身元確認・引渡し

各遺体収容所本部は、遺体調査(検視)・検案の結果等から遺体の身元を確認するとともに、遺族の確認時に必要となる遺体及び遺留品の写真を撮影したうえで、下記の様式に追記及び添付(様式1へ写真添付)する。

「様式1 遺体確認票及び引継書」、 「様式2 遺体取扱台帳」、
「様式4 安置遺体に関する情報」

身元が判明した遺体は、警察署の「遺体引渡班」の指示に従い、遺族へ引き渡す。引き渡しの際に、「様式6 遺体または遺骨及び遺留品引取書」を遺族に記入していただく。同時に、「火葬許可証」または「特例許可証」を発行する。

遺体は適正な保存に努め、概ね1週間程度を経過した場合、火葬する。(保存期間)

遺体収容所総本部は、各遺体収容所本部からの情報(「様式4 安置遺体に関する情報」)をとりまとめ、区災害対策本部へ報告する。(遺体収容数の報告)

捜索期間または遺体収容期間の延長が必要な場合、遺体収容所総本部は区災害対策本部に対し、都災害対策本部へ延長申請を行うことを要請する。(災害救助法が適用された場合の遺体捜索・埋葬等の処理は、災害発生の日から10日以内に行うこととなっている。)

(7) 身元不明遺体の情報提供等

各遺体収容所本部は、施設内で「様式4 安置遺体に関する情報」を活用し、区民等への情報提供を行う。遺体収容所総本部（総合体育館）は区災害対策本部に対し、都及び警視庁と連携を保ちながら報道関係機関、避難所及び地域拠点等での情報提供を行うよう要請する。

各遺体収容所本部は、警察署等と協力しながら身元引受人の発見に努める。

各遺体収容所本部は、警察署等と協力しながら行方不明者に関する問い合わせ・相談に応じる。

区災害対策本部は、遺体収容所総本部から報告を受けた遺体収容等の状況を集約・整理し、都へ報告する。

3. 遺体の火葬

(1) 火葬場の状況確認

各遺体収容所本部は、相互に連絡を取りながら以下の事項を実施する。

遺体収容所総本部は、瑞江葬儀所の被害状況・機能状況、稼働状況等を、直接または区災害対策本部を通じて確認する。瑞江葬儀所に被害がある場合は復旧見込みを確認し、火葬能力を把握する。

瑞江葬儀所の被害が著しく、火葬能力の低下がみられる場合、遺体収容所総本部は近隣葬儀施設の状況について確認する。

遺体収容所総本部は と の情報について集約・整理し、区災害対策本部及び各遺体収容所本部へ報告する。各遺体収容所本部は、施設内に情報を掲示する。

(2) 火葬方法の検討と実施

遺体の火葬に必要な「火葬許可証」「特例許可証」について、各遺体収容所本部は、災害時戸籍事務マニュアルに基づき発行する。ただし、公印押印については、一度事務所へ持ち帰り処理する。よって、遺族への書類引き渡しは翌日以降となる。（身元不明遺体についても警察等と協議のうえ、同様の扱いをする。）

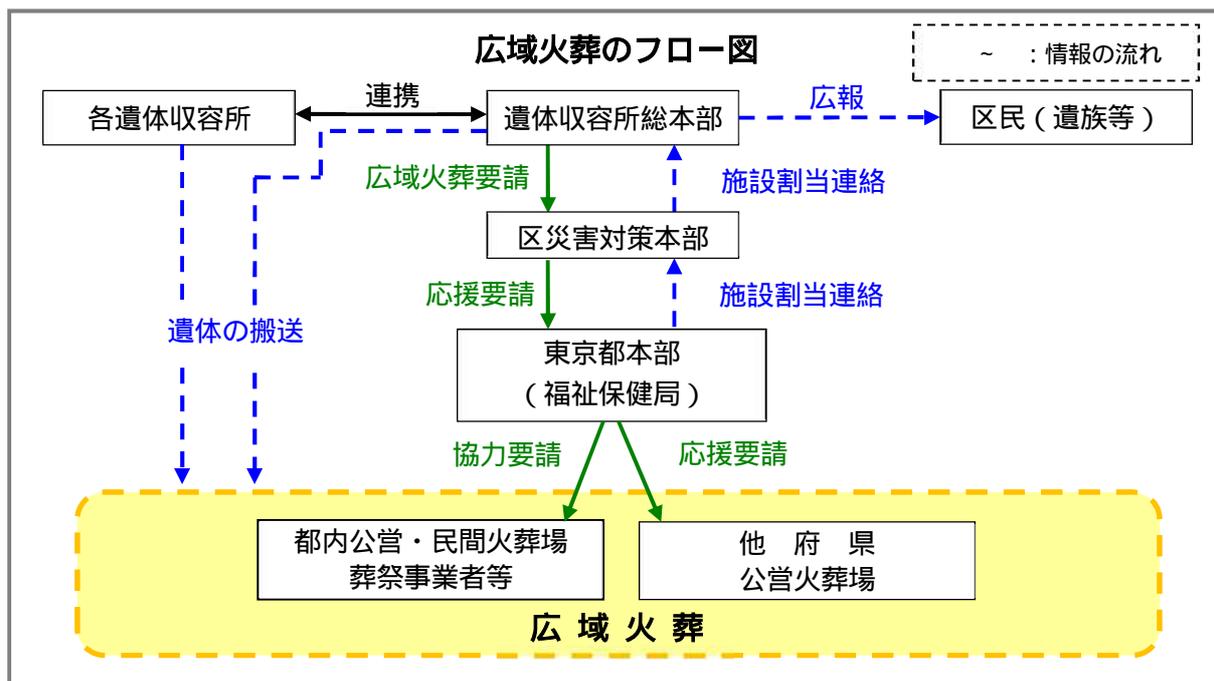
遺体収容所総本部は各遺体収容所の安置状況を集約し、「様式7 火葬予定一覧」により火葬スケジュールを策定のうえ、区災害対策本部へ連絡する。瑞江葬儀所のみに対応が困難な場合は、都に対して広域火葬の実施を区災害対策本部に要請する。

遺体収容所総本部は、区災害対策本部から入手した都からの広域火葬に関する情報について、各遺体収容所本部と調整を行い、必要に応じて火葬スケジュールを再度策定する。

遺体を火葬する際は、各遺体収容所本部で「様式8 災害遺体送付票」を作成し、火葬場へ提出する。

遺体収容所総本部は、遺体搬送車両等を葬祭業者（協定団体）または区災害対策本部へ要請する。交通規制が行われている場合は、緊急通行車両を先導車として使用する。（本部へ要請）

(3) 広域火葬について



広域火葬の要請を行った場合、遺体収容所総本部は都に割り振られた火葬場と注意事項や手順及び搬送方法等について確認し、その旨を各遺体収容所本部へ周知する。

各遺体収容所本部は遺族に対し、施設内の掲示板等を用いて、火葬場所・日時・搬送手段について情報を提供する。

広域火葬についての遺体搬送は、原則として遺体収容所総本部が葬祭事業者に依頼する。

(4) 遺骨・遺留品の一時保管

各遺体収容所本部は下記の様式を作成し、身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺体収容所総本部に搬送・集約する。

「様式5 遺体または遺骨及び遺留品取扱票」、 「様式9 焼骨一覧」

遺体収容所総本部に集約した遺骨及び遺留品は、遺体収容所の終了とともに区役所本庁等の遺骨及び遺留品保管場所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は身元不明者扱いとし、都営納骨堂に保管する。

都営納骨堂による保管が不可能な場合は、寺院や区での保管を検討する。

遺体収容所総本部は区災害対策本部へ報道機関と連携し、遺骨・遺留品の保管に関する情報提供を行うよう要請するとともに、各遺体収容所においても情報を掲示する。

遺族等から引き渡しの希望があった場合、各遺体収容所本部は下記の様式を作成し、遺骨・遺留品を遺族へ引き渡す。

「様式5 遺体または遺骨及び遺留品取扱票」、 「様式6 遺体または遺骨及び遺留品引取書」

(5) 江戸川区及び近隣の火葬場併設の斎場

名称	住所	電話	火葬炉
瑞江葬儀所	江戸川区春江町3-26-1	03-3670-0131	20基
町屋斎場	荒川区町屋1-23-4	03-3892-0311	12基
落合斎場	新宿区上落合3-34-12	03-3361-4042	10基
代々幡斎場	渋谷区西原2-42-1	03-3466-1006	10基
四ツ木斎場	葛飾区白鳥2-9-1	03-3601-0424	9基
桐ヶ谷火葬場	品川区西五反田5-32-20	03-3491-0213	12基
堀ノ内斎場	杉並区梅里1-2-27	03-3311-2324	8基
戸田葬祭場	板橋区舟渡4-15-1	03-3966-4241	15基
臨海斎場	大田区東海1-3-1	03-5755-2833	8基
浦安市斎場	浦安市千鳥15-3	047-316-3611	4基
市川市斎場	市川市大野4-2610-1	047-338-2941	10基
馬込斎場	船橋市馬込町1102-1	047-438-1151	15基
松戸市斎場	松戸市串崎新田63-1	047-387-4042	10基
千葉市斎場	千葉市緑区平山町1762-2	043-293-4000	16基

(6) その他の連絡先

名称	住所	電話	
東京都監察医務院	文京区大塚4-21-18	03-3944-1481	
都営納骨堂 のある霊園	雑司ヶ谷霊園	豊島区南池袋4-25-1	03-3971-6868
	多磨霊園	府中市多磨町4-628	042-365-2079
	八柱霊園	松戸市田中新田生松48-2	047-387-2181

4. 遺体収容所での戸籍事務

遺族から死亡届(埋火葬許可申請)があった場合、災害時戸籍事務マニュアルに基づき、申請を受理する。

受理した申請書は、取りまとめて概ね午前・午後の2回に分けて各事務所へ持ち込み、各事務所戸籍担当職員により処理する。

(総合体育館 区民課、スポーツセンター 葛西事務所、スポーツランド 東部事務所)

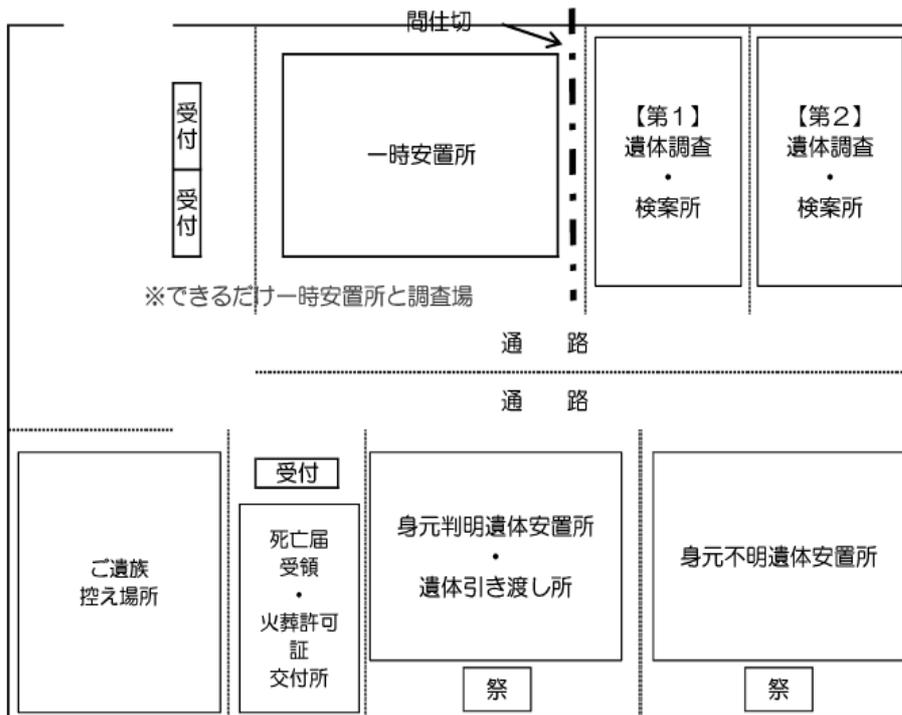
火葬許可証は各事務所で作成(公印押印)し、概ね午前の収受は午後に、午後の収受は翌日の午前にそれぞれの遺族に渡す。

5 . 遺体収容所の終了

各遺体収容所本部は、安置された全ての遺体または遺骨及び遺留品の引き渡しを終了した場合、または全ての遺骨及び遺留品が遺体収容所総本部に移送された段階で遺体収容所を撤収し、開設前の状態に原状復旧する。

遺体収容所総本部は、安置された全ての遺体または遺骨及び遺留品の引き渡しを終了した段階、または全ての遺骨及び遺留品が区で管理する遺骨・遺留品保管場所に移送された段階で、遺体収容所総本部を撤収し、開設前の状態に原状復旧する。

6 . 遺体収容所の基本的なレイアウト



これは標準図であり、施設の状況等に応じて各スペースを拡大・縮小してください。

対応別の注意事項

(1) 遺体への対応、遺体の搬送

遺体を扱う際には、あらゆる局面において「単なる物体」としてではなく、「尊敬の対象である遺体」として常に尊厳の意を持って接する。(遺族等に冷たい印象を与えない)

死者のプライバシーを保護することを考えて対応する。(外観変貌・生体から死体への変化)

遺体へ触れる際は、無断で触れない。遺体へ一言声かけをしてから触れる。(生前同様)

素手で遺体を扱うことが大切に扱うことと誤った認識を持たないこと。(感染防止)

遺体調査(検視)が済むまでは、死亡時の状態を維持しておく。

手袋は二重にして使用するか、厚手のものを使用する。また、予備を携帯する。

遺体搬送は、原則として納体袋を使用して搬送する。(液体漏れ・臭気漏れ防止)

遺体の移動には、必ず2人以上の人の手で行う。(不足の場合、遺族の手を借りる)

全ての対応は「ゆっくり」と行う。

腐敗が著しい遺体は、身体の下にバスタオルや防水シートを敷き込み、そのまま移動させる。

遺体取扱後は、うがい・手洗い・消毒を行い感染防止に努める。

遺体確認票及び引継書

江戸川区

遺 体 番 号		第 号	受入年月日	年 月 日 ()	
死亡者氏名・年齢		氏名 (歳)			
遺 体 発 見 日 時		年 月 日 () 時 分頃			
遺 体 発 見 場 所 及 び 発 見 時 の 状 況					
遺 体 発 見 者		氏名・団体名等			
遺 体 受 入 状 況	捜索による発見 家族等による搬入 医療機関からの要請 その他 (いずれかに)	自宅・自宅周辺・その他 () 搬入者氏名 () 続柄等 () 搬送機関名 () 機関担当者 () その他特記事項 []			
遺 体 の 特 徴	身 長	約	cm	体 型	太・小太・中肉・やせ (約 kg)
	頭 髪	色・長さ		面 型	逆三角・三角・面長・四角・丸
	眼 鏡	形状等 ()		欠 損 等	部位 () 状態 ()
	手 術 痕 傷 痕 等	部位 () 状態 ()		そ の 他	
服 装 等	上 着 コ ー ト 類			ネクタイ ヘルム類	
	上 衣 シ ャ ッ ツ 等			下 着	
	セ ー タ ー 等			履 物	形状 (cm)
	ズ ボ ン ス カ ー ト 等			そ の 他	
所 持 金 品 等	財 布 (所持金)	メーカー、形状等 () 金額 , , 円 1万円札 枚、5千円札 枚、 2千円札 枚、千円札 枚、500円硬貨 枚、100円硬貨 枚、 50円硬貨 枚、10円硬貨 枚、5円硬貨 枚、1円硬貨 枚			
	カ ー ド 類	()			
	運 転 免 許 証	番号 (第 号)	健 康 保 険 証	記号 (番号 ())	
	時 計	メーカー () 名称 () アナログ・デジタル、時計バンドの材質 (金属・ベルト 製) 形状 (丸・四角・その他) 色 ()			
	装 飾 品 そ の 他 所 持 品	携帯電話 () 鞆・バッグ アクセサリー 他 ()			

死亡者の身元を確認できる家族等の有無	無・有（氏名・死亡者との続柄等：）			
取扱項目	職員氏名	職員氏名	取扱日時	特記事項
1 遺体収容所受付者			月 日	
2 遺体発見立会者			月 日	
3 遺体搬送同行者			月 日	
4 遺体検視・検案立会者			月 日	
5 死亡診断書受領者			月 日	
6 遺体・遺留品の写真撮影			月 日	
7 火葬許可書発行者			月 日	
8 葬祭場同行者			月 日	
9 遺体・遺骨の引き渡し 様式8に転記			月 日	遺体・遺骨（どちらかに）
10 遺留品の引き渡し 様式8に転記			月 日	

その他特記事項

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

記入例

(表)

様式 1

遺体確認票及び引継書

江戸川区

遺 体 番 号		第 号	受入年月日	年 月 日 ()
死亡者氏名・年齢		氏名 総 体 一 郎 (歳)		
遺 体 発 見 日 時		年 月 日 () 時 分頃		
遺 体 発 見 場 所 及 び 発 見 時 の 状 況		江戸川区 1 - 1 - 1 付近、家屋の下敷き、頭部より出血あり。 江戸川区 2 丁目付近、公園内の樹木の下敷き、胸部陥没あり。 等、具体的な発見時の状況を聞き取って記入する。		
遺 体 発 見 者		氏名・団体名等 本 庁 三 郎		
遺 体 受 入 状 況	搜索による発見 家族等による搬入 医療機関からの要請 (その他) (いずれかに)	自宅・ 自宅周辺 ・その他 () 搬入者氏名 (本 庁 三 郎) 続 柄 等 (町 会) 搬送機関名 () 機関担当者 () その他特記事項 (自宅付近で倒れているところを発見、町会の会員数名で搬送。同居の家族なし。)		
	遺 体 の 特 徴	身 長 約 1 5 5 cm 頭 髪 色・長さ 短髪 眼 鏡 形状等 (銀縁、楕円形のフレーム) 手術痕傷痕等 部位 (顔面) 状態 (火傷痕あり)	体 型 太 小太 中肉・やせ (約 7 0 kg) 面 型 逆三角・三角・ 面長 ・四角・丸 欠 損 等 部位 (右手指) 状態 (親指なし) その他 右肩に刺青あり	
服 装 等	上 着 コート類	着衣なし	ネクタイヘルム類	革製ヘルム、茶色
	上 衣 シャツ等	白い長袖ポロシャツ	下 着	着衣なし
	セーター等	着衣なし	履 物	形状 白いスニーカー (26.5 cm)
	ズボンスカート等	紺色の G パン着用	その他	グレーのニット手袋着用
所 持 金 品 等	財 布 (所持金)	メーカー、形状等 (バーバリー、二つ折財布、黒) 金額 32,145 円 1 万円札 2 枚、5 千円札 1 枚、 2 千円札 1 枚、千円札 4 枚、500 円硬貨 1 枚、100 円硬貨 5 枚、 50 円硬貨 2 枚、10 円硬貨 3 枚、5 円硬貨 2 枚、1 円硬貨 5 枚		
	カード類	(銀行キャッシュカード、VISO カード、JCR カード)		
	運 転 免 許 証	番号 (第 9 9 9 9 9 9 x x x 号)	健 康 保 険 証 記号 (番号 (都 0 0 0 0 0 x x x)	
	時 計	メーカー (ロレックス)、名称 (不明) アナログ ・ デジタル、時計バンドの材質 (金属) ベルト ステンレス製 形状 (丸) ・ 四角 ・ その他) 色 (シルバー)		
	装 飾 品 其 他 所 持 品	携帯電話 (スマートフォン (黒)、ビジネスバッグ所持 (メカ不明)) 靴・バグ (右手首に金色のブレスレット着用、携帯用音楽プレーヤー所持) アクセサリー 他 (その他特に所持品なし)		

死亡者の身元を確認できる家族等の有無	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 (氏名・死亡者との続柄等：)			
取扱項目	職員氏名	職員氏名	取扱日時	特記事項
1 遺体収容所受付者			月 日	住民による搬送
2 遺体発見立会者			月 日	
3 遺体搬送同行者			月 日	
4 遺体検視・検案立会者			月 日	
5 死亡診断書受領者			月 日	
6 遺体・遺留品の写真撮影			月 日	
7 火葬許可書発行者			月 日	
8 葬祭場同行者			月 日	
9 遺体・遺骨の引き渡し 様式8に転記			月 日	遺体・遺骨(どちらかに)
10 遺留品の引き渡し 様式8に転記			月 日	
<p>その他特記事項</p> <p>この欄は、書ききれない内容や該当項目が不明な内容等で遺体に関する内容を記入してください。</p> <p>例) 月 日親類を名乗る方から電話あり、 月 日頃確認に来たいとのこと。 所持していたバッグに家族と思われる写真を所持。 等々</p>				

遺 体 取 扱 台 帳

遺体収容所名

受入 年月日	遺体番号	遺体発見場所	死亡者氏名	遺族等		検視実施日 及び 実施担当者	検案実施日 及び 実施担当者	洗浄等の 実施状況	遺族等への 引渡し状況 (引渡し番号)	身元不明 (印)	火葬 年月日	遺体送付番号 及び火葬場名	備 考
				氏名	死亡者 との関係								
・ ・	第 号					・ ・ 担当者	・ ・ 担当者	・ ・ 未実施	・ ・ 引渡者 第 号		・ ・	第 号 火葬場	
遺体の特徴							遺 留 品						
・ ・	第 号					・ ・ 担当者	・ ・ 担当者	・ ・ 未実施	・ ・ 引渡者 第 号		・ ・	第 号 火葬場	
遺体の特徴							遺 留 品						
・ ・	第 号					・ ・ 担当者	・ ・ 担当者	・ ・ 未実施	・ ・ 引渡者 第 号		・ ・	第 号 火葬場	
遺体の特徴							遺 留 品						
・ ・	第 号					・ ・ 担当者	・ ・ 担当者	・ ・ 未実施	・ ・ 引渡者 第 号		・ ・	第 号 火葬場	
遺体の特徴							遺 留 品						
・ ・	第 号					・ ・ 担当者	・ ・ 担当者	・ ・ 未実施	・ ・ 引渡者 第 号		・ ・	第 号 火葬場	
遺体の特徴							遺 留 品						
・ ・	第 号					・ ・ 担当者	・ ・ 担当者	・ ・ 未実施	・ ・ 引渡者 第 号		・ ・	第 号 火葬場	
遺体の特徴							遺 留 品						
・ ・	第 号					・ ・ 担当者	・ ・ 担当者	・ ・ 未実施	・ ・ 引渡者 第 号		・ ・	第 号 火葬場	
遺体の特徴							遺 留 品						

遺 体 取 扱 台 帳

遺体収容所名 **スポーツセンター**

受入年月日	遺体番号	遺体発見場所	死亡者氏名	遺族等		検視実施日及び実施担当者	検案実施日及び実施担当者	洗浄等の実施状況	遺族等への引渡し状況(引渡し番号)	身元不明(印)	火葬年月日	遺体送付番号及び火葬場名	備 考	
				氏名	死亡者との関係									
xx・xx・xx	第 号	江戸川区 1丁目付近 公園内	総体 一郎	総体 花子	妻	xx・xx・xx 担当者	xx・xx・xx 担当者	xx・xx・xx 未実施	xx・xx・xx 引渡者 第 号	—	xx・xx・xx	第 号 火葬場		
遺体の特徴		180cm 程度、やや肥満、短髪、右手の甲に火傷の跡あり					遺 留 品	腕時計(金色)、ビジネスバッグ、財布、鍵(玄関?)、眼鏡(銀縁)						
xx・xx・xx	第 号	江戸川区 3-3 付近 住居の塀の下敷き	本庁 信二			・ ・ 担当者	・ ・ 担当者	・ ・ 未実施	・ ・ 引渡者 第 号		・ ・	第 号 火葬場		
遺体の特徴		160cm 程度、やせ型、長髪、左肩に刺青あり					遺 留 品	指輪(銀色)、財布、運転免許証、車のカギ						
・ ・	第 号								・ ・		・ ・	第 号 火葬場		
遺体の特徴		<p style="text-align: center; color: red; border: 1px solid red; padding: 5px;">この様式は、記入日現在で分かっていることを書いてください。検視・検案・洗浄等は終了次第記入します。身元不明の遺体は「 」を付けますが、後日判明した場合は「=」のようにして消してください。その他、書ききれない内容や該当項目が不明な内容で特筆すべき事項がある場合は備考に記入してください。</p>												
・ ・	第 号					・ ・ 担当者	・ ・ 担当者	・ ・ 未実施	・ ・ 引渡者 第 号		・ ・	第 号 火葬場		
遺体の特徴							遺 留 品							
・ ・	第 号					・ ・ 担当者	・ ・ 担当者	・ ・ 未実施	・ ・ 引渡者 第 号		・ ・	第 号 火葬場		
遺体の特徴							遺 留 品							
・ ・	第 号					・ ・ 担当者	・ ・ 担当者	・ ・ 未実施	・ ・ 引渡者 第 号		・ ・	第 号 火葬場		
遺体の特徴							遺 留 品							

遺体氏名札

江戸川区災害遺体

遺体番号 第 _____ 号

遺留品番号 第 _____ 号

1 氏 名 _____

2 住 所 _____

3 生年月日 _____

1～3は所持品や住民からの連絡等で判明した場合に記載する。

4 遺体発見日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時頃

5 遺体発見場所 _____

6 主な特徴及び所持品等 _____ 詳細は様式 1 に記入あり

7 遺体保存剤補充記録

補充日時	補充日時	補充日時	補充日時
年 月 日 時	年 月 日 時	年 月 日 時	年 月 日 時

遺体氏名札

江戸川区災害遺体

遺体番号と遺留品番号
は同一です。

遺体番号 第 _____ 号
遺留品番号 第 _____ 号

1 氏名 総 体 一 郎

2 住所 江戸川区 1 - 1 - 1

3 生年月日 昭和 年 月 日

1 ~ 3 は所持品や住民からの連絡等で判明した場合に記載する。

4 遺体発見日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時頃

5 遺体発見場所 江戸川区 2丁目付近、公園内

6 主な特徴及び所持品等 詳細は様式 1 に記入あり

短髪、白い長袖ポロシャツ、紺色の G パン着用、白いスニーカー、右肩に刺青あり

右頬に火傷の跡あり、銀縁眼鏡着用、グレーのニット手袋着用

銀行キャッシュカード、VISO カード、JCR カード、バーバリーの二つ折財布

スマートフォン（黒）、ビジネスバッグ所持（メカ不明）、右手首に金のブレスレット

7 遺体保存剤補充記録

ドライアイス等の補充を
実施した日を記入する。

補充日時	補充日時	補充日時	補充日時
年 月 日 時	年 月 日 時	年 月 日 時	年 月 日 時

安置遺体に関する情報

遺体収容所名 _____

収容年月日 遺体番号	氏名(性別・年齢) (身元不明の場合は「不明」と記入)	遺体発見日時	遺体発見場所	遺体の特徴及び 所持品等	引き渡し年月日
年 月 日 第 号	加 男・女 漢字 (歳)	年 月 日 時 分頃			年 月 日
年 月 日 第 号	加 男・女 漢字 (歳)	年 月 日 時 分頃			年 月 日
年 月 日 第 号	加 男・女 漢字 (歳)	年 月 日 時 分頃			年 月 日
年 月 日 第 号	加 男・女 漢字 (歳)	年 月 日 時 分頃			年 月 日
年 月 日 第 号	加 男・女 漢字 (歳)	年 月 日 時 分頃			年 月 日
年 月 日 第 号	加 男・女 漢字 (歳)	年 月 日 時 分頃			年 月 日
年 月 日 第 号	加 男・女 漢字 (歳)	年 月 日 時 分頃			年 月 日
年 月 日 第 号	加 男・女 漢字 (歳)	年 月 日 時 分頃			年 月 日
年 月 日 第 号	加 男・女 漢字 (歳)	年 月 日 時 分頃			年 月 日
年 月 日 第 号	加 男・女 漢字 (歳)	年 月 日 時 分頃			年 月 日

記入例

安置遺体に関する情報

遺体収容所名 スポーツランド

収容年月日 遺体番号	氏名(性別・年齢) (身元不明の場合は「不明」と記入)	遺体発見日時	遺体発見場所	遺体の特徴及び 所持品等	引き渡し年月日
年 月 日 第 号	加 <u>そうたい いちろう</u> (男)・女 漢字 <u>総体 一郎</u> (35歳)	年 月 日 時 分頃	1丁目 公園	中肉中背 紺色のスーツ ビジネスバッグ所有	年 月 日
年 月 日 第 号	加 <u>えどがわ けん</u> (男)・女 漢字 <u>江戸川 研</u> (31歳)	年 月 日 時 分頃	3-2 付近	小柄 赤色のジャージ上下 所有物なし	年 月 日
年 月 日 第 号	加 男・女 漢字 (歳)	年 月 日 時 分頃			年 月 日
年 月 日 第 号	加 男・女 漢字 (歳)	年 月 日 時 分頃			年 月 日
年 月 日 第 号	加 男・女 漢字 (歳)	年 月 日 時 分頃			年 月 日
年 月 日 第 号	加 男・女 漢字 (歳)	年 月 日 時 分頃			年 月 日
年 月 日 第 号	加 男・女 漢字 (歳)	年 月 日 時 分頃			年 月 日
年 月 日 第 号	加 男・女 漢字 (歳)	年 月 日 時 分頃			年 月 日
年 月 日 第 号	加 男・女 漢字 (歳)	年 月 日 時 分頃			年 月 日

遺体または遺骨及び遺留品取扱票

江戸川区

遺体または遺骨の取扱状況		
死亡者	遺 体 番 号	第 号
	氏 名	
	住 所	
	火葬日時・場所	年 月 日
引取人	氏 名	
	住 所	
	死亡者との関係	
	引 取 年 月 日	年 月 日
備考		
納 骨 場 所		

遺留品取扱状況		
死 亡 者	同上	
遺留品		
引取人	氏 名	
	住 所	
	死亡者との関係	
	引 取 年 月 日	年 月 日
備考		
遺留品保管場所		

遺体または遺骨及び遺留品取扱票

江戸川区

遺体または遺骨の取扱状況		
死亡者	遺 体 番 号	第 号
	氏 名	総 体 一 郎
	住 所	江戸川区 1 - 1 - 1
	火葬日時・場所	年 月 日
引取人	氏 名	総 体 五 郎
	住 所	江戸川区 1 - 1 - 1
	死亡者との関係	長男
	引 取 年 月 日	年 月 日
備考	この欄は、特筆事項がある場合に記入してください。	
	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> 仏教会の寺院名等、遺体収容所以外の場所に 保管されている場合に記入してください。 </div>	
納 骨 場 所		

遺留品取扱状況		
死 亡 者	同上	
遺留品	スマートフォン（黒）、ビジネスバッグ所持（メーカー不明） 右手首に金色のブレスレット着用、携帯用音楽プレーヤー所持 銀行キャッシュカード、VISO カード、JCR カード バーバリー、二つ折財布、黒（詳細は「様式 1 遺体確認票及び引継書」に記載）	
引取人	氏 名	総 体 五 郎
	住 所	江戸川区 1 - 1 - 1
	死亡者との関係	長男
	引 取 年 月 日	年 月 日
備考	この欄は、特筆事項がある場合に記入してください。	
	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> 仏教会の寺院名等、遺体収容所以外の場所に 保管されている場合に記入してください。 </div>	
遺留品保管場所		

遺体または遺骨及び遺留品引取書

引渡番号 第 _____ 号

死亡者	住 所			
	氏 名		性別	男・女
	生 年 月 日	明治・大正 昭和・平成	年 月 日	
	死 因			
	死亡年月日	年 月 日		
	死亡の場所			
引 取 遺 留 品				
申 請 者 氏 名				
死 亡 者 と 申 請 者 の 関 係				
申 請 者 住 所 及 び 連 絡 先				

上記の記載事項を確認のうえ、遺体または遺骨及び遺留品を引き取りました。

年 月 日

江戸川区長 殿

申請者 _____

印

遺体または遺骨及び遺留品引取書

引渡番号 第 _____ 号

死亡者	住 所	江戸川区 1 - 1 - 1		
	氏 名	総 体 一 郎	性別	男・女
	生 年 月 日	明治・大正 昭和・平成	年 月 日	
	死 因	公園内の樹木の下敷きによる圧死。 等、死因が特定された場合に記入する。		
	死亡年月日	年 月 日		
	死亡の場所	公園		
引 取 遺 留 品	銀行キャッシュカード、VISO カード、JCR カード、バーバリー の二つ折財布 スマートフォン(黒)、ビジネスバッグ所持(メカ不明)、右手首 に金のブレスレット			
申 請 者 氏 名	本 庁 三 郎 子			
死 亡 者 と 申 請 者 の 関 係	長女			
申 請 者 住 所 及 び 連 絡 先	江戸川区 2-2-2			

上記の記載事項を確認のうえ、遺体または遺骨及び遺留品を引き取りました。

年 月 日

江戸川区長 殿

申請者 本 庁 三 郎 子



火葬予定一覧

送付	遺体番号	氏 名	火葬予定場所	火葬予定日	遺骨返送予定日	遺体収容所
	第 号			年 月 日	年 月 日	
	第 号			年 月 日	年 月 日	
	第 号			年 月 日	年 月 日	
	第 号			年 月 日	年 月 日	
	第 号			年 月 日	年 月 日	
	第 号			年 月 日	年 月 日	
	第 号			年 月 日	年 月 日	
	第 号			年 月 日	年 月 日	
	第 号			年 月 日	年 月 日	
	第 号			年 月 日	年 月 日	
	第 号			年 月 日	年 月 日	

火葬予定一覧

送付	遺体番号	氏 名	火葬予定場所	火葬予定日	遺骨返送予定日	遺体収容所
	第 号	総体 一郎	市営葬儀所	年 月 日	年 月 日	総合体育館
	第 号	本庁 三郎	市営葬儀所	年 月 日	年 月 日	総合体育館
	第 号	江戸川 研	町営葬儀所	年 月 日	年 月 日	スポーツランド
	第 号	小松川 桜子	村営霊園	年 月 日	年 月 日	スポーツセンター
	第 号			年 月 日	年 月 日	
	第 号			年 月 日	年 月 日	
	第 号			年 月 日	年 月 日	
	第 号			年 月 日	年 月 日	
	第 号			年 月 日	年 月 日	
	第 号			年 月 日	年 月 日	

焼骨一覧

遺体番号	氏 名	遺体発見場所	遺体収容所
第 号	総体 一郎 (男)・女	江戸川区 1 - 1 - 1	総合体育館
第 号	本庁 三郎 (男)・女	江戸川区 2 - 3 - 4	総合体育館
第 号	江戸川 研 (男)・女	江戸川区 1 - 8 - 10	スポーツランド
第 号	小松川 桜子 男・(女)	江戸川区 1丁目 公園	スポーツセンター
第 号	葛西 海苔子 男・(女)	江戸川区 3 - 2 - 1	スポーツセンター
第 号	鹿骨 花代 男・(女)	江戸川区 4 丁目付近 の路上	スポーツランド
第 号	篠崎 河男 (男)・女	江戸川区 8 - 9 - 10	総合体育館
第 号	男・女		

職員ローテーション表 (1日)

年 月 日 ()

無理のない体制を整え、体調には十分留意して従事しましょう

時間		12:00	15:00	18:00	21:00	0:00	3:00	6:00	9:00	12:00
職員氏名						← 仮眠時間 →		← 仮眠時間 →		
岡山 准一	収容所業務									
	窓口業務									
秋田 真希	収容所業務									
	窓口業務									
山梨 智久	収容所業務									
	窓口業務									
香川 景子	収容所業務									
	窓口業務									
兵庫 香織	収容所業務									
	窓口業務									
千葉 直樹	収容所業務									
	窓口業務									
福井 旬	収容所業務									
	窓口業務									
神奈川 友美	収容所業務									
	窓口業務									
広島 啓	収容所業務									
	窓口業務									
三重 真千子	収容所業務									
	窓口業務									
沖縄 奈美恵	収容所業務									
	窓口業務									
静岡 美景	収容所業務									
	窓口業務									
愛知 宏	収容所業務									
	窓口業務									
福岡 あゆみ	収容所業務									
	窓口業務									
山口 千夏	収容所業務									
	窓口業務									

正午を職員交代の時間とし、従事・帰宅とも2泊3日を基本として調整すること。

遺体収容所名 **総合体育館**

職員ローテーション表 (1週間)

____年 ____月 ____日(____)

~ ____年 ____月 ____日(____)

無理のない体制を整え、体調には十分留意して従事しましょう

職員氏名		曜日		日		月		火		水		木		金		土	
		午前	午後														
岡山 准一	出勤状況																
秋田 真希	出勤状況																
山梨 智久	出勤状況																
香川 景子	出勤状況																
兵庫 香織	出勤状況																
千葉 直樹	出勤状況																
福井 旬	出勤状況																
神奈川 友美	出勤状況																
広島 啓	出勤状況																
三重 真千子	出勤状況																
沖縄 奈美恵	出勤状況																
静岡 美景	出勤状況																
愛知 宏	出勤状況																
福岡 あゆみ	出勤状況																
山口 千夏	出勤状況																

正午を職員交代の時間とし、従事・帰宅とも2泊3日を基本として調整すること。

1. 東京都地域防災計画抜粋資料

ここでは、東京都地域防災計画で定められている事項のうち、遺体収容所での業務における都・区・その他の防災機関の役割分担等、関連事項を抜粋して掲載する。

～～東京都地域防災計画 震災編（平成26年度修正）[本冊]より抜粋～～

4 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等

(1) 対策内容と役割分担

行方不明者の搜索、遺体の検視・検案には、多くの遺体を一時的に安置する場所が必要となるため、都と区市町村は連携して遺体収容所の確保を図り、火葬手続を迅速に実施する。

ア 遺体の搜索についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	関係機関との連絡調整に当たる。
警 視 庁	救助・救出活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。 区市町村が実施する遺体の搜索・収容に協力する。 各警察署において、行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。 身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元確認に努める。
区 市 町 村	関係機関と連携し、行方不明者の搜索の総括、遺体の収容を実施
陸 上 自 衛 隊	都の要請に基づき、行方不明者等の救助・救出を実施、救助・救出活動に伴い発見した遺体を関係機関へ引き継ぐ。
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	東京港内及びその周辺に遺体が漂流する事態が発生した場合は、所属巡視艇により搜索を実施する。 必要に応じ、他の海上保安部から巡視船艇または航空機の応援派遣を求めて搜索に当たる。 収容した遺体は、検視(見分)後、区市町村に処理を引き継ぐ。

行方不明者には、周囲の事情から既に死亡していると推定される者を含む。

上記以外の機関が、他の業務を遂行中に遺体を発見した場合は、区市町村に連絡する。

なお、上記機関が直近で活動している場合は当該機関に通報する。

イ 遺体の搬送(遺体収容所まで) についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	区市町村及び関係機関等との連絡調整を実施。 状況に応じて、陸上自衛隊に対して、行方不明者の救出・救助、遺体の搬送協力の要請を行う。
区 市 町 村	遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。 状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼等を行う。

ウ 遺体収容所の設置とその活動についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
都 福 祉 保 健 局	遺体収容所の開設状況の情報を収集。 区市町村長の要請に基づき、遺体収容所の開設、運営を支援。
警 視 庁	遺体収容所の開設状況の情報を収集。 遺体取扱対策本部を設置し、検視班等を編成、派遣命令。
区 市 町 村	災害発生後速やかに遺体収容所設置準備を実施、順次開設。 都及び警視庁に報告するとともに、住民等へ周知。 状況に応じて、都及び関係機関に応援を要請。 遺体収容所に管理責任者を配置、都等と連絡調整を実施。 都及び警視庁と連携の上、遺体収容所における検視・検案体制を整備。 遺体の腐敗防止の対策を徹底。

エ 検視・検案・身元確認等についての取組内容

(ア) 都・区市町村等が行う対策

機 関 名	対 策 内 容
都 福 祉 保 健 局	知事は、監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成、遺体収容所等に派遣、遺体の検案等の措置を講ずる。 検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合は、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を講じる。 検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請。
監 察 医 務 院	警視庁遺体取扱対策本部長（刑事部長）と調整の上、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣。 検案班の指揮者（監察医務院長が指定した監察医等）は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整し、検案活動を実施。 検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講じる。 大規模災害時においては、監察医制度の施行区域（区部）にかかわらず、東京都全域において、監察医務院長が統一して検案班の編成・派遣等を行う。
警 視 庁	検視班等を編成し、遺体収容所に派遣。 各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整の上、監察医務院長に検案を要請する。 検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに「大震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講じる。
区 市 町 村	遺体収容所における検視・検案を含めた運営の準備。 検視・検案は、同一場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定。

(イ) 協力機関が行う対策

関係機関が協力する検視・検案活動は、警視庁及び都福祉保健局（監察医務院）の検視・検案責任者の指揮に基づいて活動を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都 医 師 会	都の要請に応じて、遺体の検案に協力。
都 歯 科 医 師 会	都及び警視庁の要請に応じて、遺体の身元確認に協力。
日 赤 東 京 都 支 部	都の要請に応じて、遺体の検案に協力。
日 本 法 医 学 会	都の要請に応じて、検案医の確保・派遣に協力。

(ウ) 身元確認に関する機関別活動内容

機 関 名	対 策 内 容
警 視 庁	「身元確認班」は、DNA 採取用器具等を活用し、効率的な証拠採取に努める。 身元が判明したときは、着衣・所持金品とともに「遺体引渡班」に引き継ぐ。 概ね 2 日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品とともに遺体を区市町村長に引き継ぐ。
区 市 町 村	身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。 警視庁（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（概ね 1 週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。 引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。 身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1 年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。
都 歯 科 医 師 会	警視庁から身元確認作業の協力要請があった場合は、速やかに 1 班につき歯科医師 2 名以上で構成する身元確認班（歯科医師班）を編成し、派遣。 身元確認班（歯科医師班）は、警視庁の検視責任者の指示に基づき、必要な身元確認作業に従事。

オ 都民への死亡者に関する情報提供についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	大規模災害発生時における遺体の引渡し等を円滑に実施するため、警視庁、区市町村、関係機関等と連携し、都内の広域的な死亡者に関する情報を、都民に速やかに提供。
区 市 町 村	大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警視庁（各所轄警察署）と連携を保ち、区市町村庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を実施。

カ 遺体の遺族への引き渡しについての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
警 視 庁	区市町村や関係機関と連携し、遺体の遺族への引渡しを実施。
区 市 町 村	警視庁や関係機関と連携し、警視庁「遺体引渡班」の指示に従って、遺体の遺族への引渡しを実施。

キ 死亡届の受理、火葬許可証等の発行等についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	区市町村に対して、必要な支援措置を講ずる。
区 市 町 村	遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届を受理する。 死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証又は特例許可証を発行する。

【遺体の搜索期間と国庫負担】

遺体の搜索期間や国庫負担の対象となる経費等については、内閣府告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に基づき、下表のとおり定められている。

区 分	内 容	
搜 索 の 期 間	災害発生の日から 10 日以内とする。	
期 間 の 延 長 (特 別 基 準)	災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期間内（10 日以内）に下記の事項を明らかにして、内閣総理大臣(区市町村長の場合は知事)に申請する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 延長の期間 ・ 期間の延長を要する地域 ・ 期間の延長を要する理由（具体的に記載すること。） ・ その他（期間延長によって搜索されるべき遺体数等） 	
国 庫 負 担	対 象 と なる 経 費	船舶その他搜索に必要な機械器具の借上費又は購入費で、直接搜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費。 搜索のために使用した機械器具の修繕費。 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び搜索作業を行う場合の照明用の灯油代等。
	費 用 の 限 度 額	金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲。
	そ の 他	搜索のために要した人件費及び輸送費も国庫負担の対象。 いずれも経理上、搜索費と分け、人件費及び輸送費として、それぞれに一括計上。

【遺体処理の期間等と国庫負担】

区 分	内 容
遺体処理の期間	災害発生の日から 10 日以内とする。
期 間 の 延 長 (特 別 基 準)	災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体进行处理する必要がある場合は、期間内(10 日以内)に内閣総理大臣(区市町村長の場合は知事)に申請する。
国庫負担の対象となる経費	遺体の一時保存のための経費。 遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用。

～～東京都地域防災計画 震災編(平成 26 年度修正)[別冊資料]より抜粋～～

検視班の編成基準(警視庁)

担当業務等	編成人員等	担当業務等	編成人員等
検 視 責 任 者	1	写 真 撮 影	1
検 視 補 助 ・ 記 録	2	指 紋 採 取	2
検 案 補 助	1	合 計	7

各警察署に 3 班編成

検案班処理能力(都福祉保健局)

構 成	構成人員			計	編成班数	期間	出勤延班数	1 班処理件数	処理可能延件数
	監察医	事務	作業						
監 察 医 務 院	1 人	1 人	1 人	5 人	9 班	10 日	90 班	64 体/1 日	5,760 体
応 援 監 察 医 等	2 人	-	-						

2. 災害救助法早見表（遺体収容所関連部分のみ抜粋）

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	1 期間内に生死が明らかにならない場合は以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上
埋 葬	1 災害の際、死亡した者 2 実際に埋葬する者に棺又は棺材等の現物を支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 206,000円以内 小人(12歳未満) 164,800円以内	災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ四囲の実状によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	輸送費、人件費は別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者	1 洗浄縫合消毒等の処理 1体当たり 3,400円以内 2 一時保存 既存建物の借上費及びドライアイスの購入費等は、通常の実費 既存建物以外は、1体当たり 5,200円以内 3 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 災害にかかった者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間	